

## 本日検討する論点について

### 第 1 二段階目の手続の概要について

二段階目の手続の概要は、基本的には、以下のとおりとする（今後の論点整理における議論により、変更があり得る。）。

#### 1. 簡易な手続の開始

##### (1) 申立て

一段階目の（一部）認容判決が確定したとき及び被告が一段階目の手続において請求の認諾をしたときは、一段階目の原告（参加人）であった適格消費者団体が、二段階目の手続開始の申立てをする。

※ 一段階目の手続における当事者の合意（和解）により、二段階目の手続に移行することができるか、検討する。

##### (2) 管轄

一段階目の手続の審理をした第一審裁判所。

##### (3) 開始決定

裁判所は、二段階目の手続を開始する旨の決定をする。

手続開始の申立てが不適法であるとき（一段階目の確定判決等がない場合、一段階目の原告（参加人）であった適格消費者団体以外の者による申立てがあった場合等）は、申立てを却下する旨の決定を行う。

裁判所は、開始決定と同時に、対象消費者が有する請求権の届出をすべき期間を定めることとする。

※ 不服申立ての可否及びその方法について、検討する。

##### (4) 通知・報告等

二段階目の手続開始の申立てをしたとき及びそれに対する決定があったときには、二段階目の手続開始の申立てをした適格消費者団体（以下「申立団体」という。）は、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

※ これらの通知・報告等は、適格消費者団体の責務であり、訴訟手続上の行為とはしない。

## 2. 二段階目の手続への加入を促すための通知・公告

### (1) 方法（「第2」において検討。）

- ① 申立団体は、二段階目の手続への加入を促すため、原則として、相手方事業者から情報の提供を受けたことにより知り得た対象消費者を含め、知れたる対象消費者に対し、相当な方法により個別通知をすることとする。
- ② 申立団体は、二段階目の手続への加入を促すため、インターネットを利用するなど、相当な方法により公告をすることとする。
- ③ 相手方事業者が対象消費者に関する情報を提供できない場合等は、申立団体は、相手方事業者に対し、個別通知に代わり得る方法による公告（広告）を求めることができる。
- ④ 相手方事業者が、情報提供命令（後述）に違反したとき、又は申立団体の求めにもかかわらず上記③の公告（広告）を行わないときは、申立団体は、自ら相当な方法による公告を行うことができるとともに、相手方事業者に対しその費用を請求することができることとする。

### (2) 通知の内容

以下のような事項が考えられる。

- ・ 事案の概要
- ・ 一段階目の判決の内容（主文、二段階目で請求できる請求権の内容、加入することのできる対象消費者の範囲、当事者及び代理人の氏名・住所、裁判所の表示、判決日等）
- ・ 二段階目の手続に加入することを希望する対象消費者は、申立団体に加入の申出をしなければならないこと
- ・ 申立団体に対して加入の申出をすることができる期間、具体的な申出方法等

### (3) 通知・公告を実効的なものとするための情報提供等（「第2」において検討。）

- ① 通知に必要な対象消費者の情報の提供を裁判所が命ずることができることとする。
  - ※ ただし、以下のような場合には、情報提供を命じないことが考えられる。
    - ・ 過分の費用又は時間を要する場合
    - ・ 対象消費者に二段階目の手続への加入を促すための通知をする目的以外の目的に基づく場合
  - ※ 申立団体に命令を求める申立てを認めるか、裁判所が職権で行うものとするか、検討する。
  - ※ 不服申立ての可否及びその方法について、検討する。
- ② 相手方事業者が対象消費者に関する情報を提供できない場合等は、申立団体は、相手方事業者に対し、申立団体が行う公告を、相手方事業者のウェブサイト等に見やすいように掲載するなど、個別通知に代わり得る方法

による公告（広告）を求めることができることとする。

③ 過料の制裁について検討する。

(4) 費用負担

通知及び公告に要した費用は、事情に応じて、相手方事業者に負担させることができることとする。

(5) 通知・報告等

申立団体が行った、二段階目の手続への加入を促すための通知・公告について、通知・公告を行った旨及びその内容を、他の適格消費者団体に通知し、内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告することとする。

### 3. 二段階目の手続への対象消費者の加入等

#### (1) 対象消費者の加入の方法

申立団体は、対象消費者からの授権を受け、個々の対象消費者の請求権等について一覧表を作成し、裁判所に対して届出書及び上記一覧表を提出することにより、対象消費者のために届出を行う。

対象消費者は、直接裁判所に申し立てることはできず、申立団体に授権をして加入しなければならないこととする（「第3」において検討。）。

※ 正当な理由（例えば、必要な書類を提出しない、対象消費者が手数料の負担をしない場合等）がない限り、適格消費者団体は、授権を受けることを拒否することはできないものとする。

※ 対象消費者は、請求金額を明示し、申立団体に手数料等を添えて申し出ることとする（申出を容易にするため、2. の通知・公告に、申出方法を記載）。

#### (2) 請求内容

対象消費者の給付請求を基本とする。

一段階目の手続において審理の前提とされたものに限る。

#### (3) 手数料

低・定額なものとするについて検討する。

#### (4) 届出期限

前記1. の開始決定で定めた期限までに、申立団体は、届出をしなければならないこととする。

## 4. 簡易な手続の審理

### (1) 手続

① 届出書及び一覧表については、相手方に送付して認否を求め、一定期間内に異議を述べなかったときは、届出内容は確定する。

相手方事業者等が異議を述べた場合には、裁判所は、申立団体からの申立てにより、申立団体及び相手方事業者等から提出された資料に基づき、債権の存否及び額について決定をする。

② 例えば、以下のような手続が考えられる。

- ・申立団体が対象消費者からの申出を整理し、届出債権一覧表を作成
- ・申立団体が届出書及び届出債権一覧表を裁判所に提出（相手方事業者等に直送）
- ・相手方事業者等は、認否表を作成
- ・相手方事業者等は、認否表を裁判所に提出（申立団体に直送）
- ・裁判所が債権者表を作成

争いのない債権は確定し、債権者表の記載は確定判決（又は和解）と同一の効力を有するものとし、債務名義とする。

- ・申立団体が、3.（1）の方法により加入した消費者のうち不服のある者について、主張を整理した上、査定の申立てを行う。
- ・裁判所は申立団体及び相手方事業者等に主張及び資料の提出を求める。
- ・裁判所が債権の存否及び額等について査定の決定をする。

### (2) 申立団体の認定の失効、取消しの場合の扱い

内閣総理大臣が指定した適格消費者団体が受継する。

### (3) 加入消費者の授権の撤回、申立団体の辞任

① 3.（1）の方法により加入した消費者（以下「加入消費者」という。）が授権を撤回することは可能とする。

授権の撤回があったときは、申立団体はその旨を裁判所に通知する。通知があったときは、当初より加入はしなかったものとみなすこととする。

② 申立団体は、個々の加入消費者との関係において、連絡がつかなくなった等の正当な理由が無い限り、辞任することができないこととする。

辞任したときは、申立団体はその旨を裁判所に通知をする。通知があったときは、当該加入消費者は、当初から加入はしなかったものとみなすこととする。

### (4) その他

① 申立団体の費用（報酬）について、規定の要否を含め検討する。

② 簡易な手続を終了させて訴訟に移行することができることとするかについて、対象消費者が、契約の解除・取消し・無効を理由とする不当利得返還請求をする場合に相手方事業者から対象消費者に対する不当利得返還請求権の扱いと関連して検討する。

## 5. 決定

### (1) 決定の効力等

- ① 簡易な手続における決定は、適法な異議がない場合には、確定判決（又は和解）と同一の効力を有するものとし、債務名義とする。  
債務名義の名あて人は、申立団体とする。
- ② 仮執行宣言  
簡易な手続における決定について仮に執行することができるものとするか、検討する。  
※ 加入消費者の請求の一部又は全部が認められない場合、二段階目の手続に加入することのできる対象消費者に当たらない場合の扱いについて、検討する。  
※ 簡易な手続における手続費用の負担についてどのように定めるか検討する。

### (2) 決定の告知の方法

- ① 裁判所は、申立団体に決定を告知する。
- ② 申立団体は適宜の方法で、加入消費者に告知する。  
※ 公告及び他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告は行わない。

### (3) 不服申立方法

一定の期間内に異議の申立て（異議訴訟の提起）をすることができる（抗告はすることができない。）。

## 6. 異議申立て（異議訴訟の提起）

### （1）申立人（「第3」において検討。）

- ① 申立団体は、加入消費者からの授権を受けて、簡易な手続における決定に対し、異議を申し立てることができる。
- ② 加入消費者は、自ら異議を申し立てることもできる。  
※ 適格消費者団体が異議を申し立てることを拒否した場合に限りできることとするか、加入消費者は自ら行うかどうか任意に選択することができることとするかについて、検討する。
- ③ 相手方事業者等も異議を申し立てることができる。

### （2）手数料等（「第4」において検討。）

異議申立人が、訴え提起手数料と納付済手数料との差額を納付することとするかについて、検討する。

### （3）管轄

簡易な手続が係属している裁判所が属している地方裁判所。

※ 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で民事訴訟法第4条、第5条の規定により認められる管轄裁判所に移送することができることについて、検討する。

### （4）異議申立期間

決定の送達を受けた日から一定期間内に申し立てる。

## 7. 訴訟手続における審理

### (1) 手続

原則として、民事訴訟法の規律に従う。

### (2) 相手方事業者等が異議申立て（異議訴訟の提起）をした場合等の申立団体の地位

加入消費者からの授権を受けた場合は、異議後の手続についても申立団体が当事者として訴訟追行することができる。

なお、加入消費者は、自ら訴訟追行することもできる。

### (3) 申立団体の認定の失効、取消しの場合の扱い

内閣総理大臣が指定した適格消費者団体が受継する。

### (4) 加入消費者の授権の撤回、申立団体の辞任

① 加入消費者が授権を撤回した場合には、当該加入消費者が受継する。

② 申立団体は、合理的な理由があれば、個別の加入消費者との関係において辞任することができる。辞任した場合には、個別の加入消費者が受継する。

### (5) その他

異議申立て後の手続における主張の制限について、規定の要否も含めて検討する。

## 8. 訴訟手続における判決

### (1) 判決主文

請求を認容する判決については、申立団体が授権を受けている場合には、申立団体への支払を命ずることとする。

認容判決においては仮執行宣言を付することができる。

※ 訴訟費用の扱いについて検討する。

### (2) 加入消費者への告知の方法

① 裁判所は、申立団体が授権を受けている場合には申立団体に、授権を受けていない場合には個別の対象消費者に、判決書を送達する。

② 申立団体は適宜の方法で、加入消費者に告知する。

※ 公告及び他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告は行わない。

### (3) 不服申立方法

通常の判決と同様、控訴することができることとする。

## 9. 執行

決定・判決の名あて人となっていた適格消費者団体は、執行申立てをすることができる。

加入消費者は、適格消費者団体が名あて人となっている決定・判決について承継執行文を得て、自ら申し立てることもできる。

## 第2 二段階目の手続への加入を促す通知・公告について

### 1. 基本的な考え方

二段階目の手続への加入を促す通知・公告については、できる限り多くの対象消費者が当該手続に加入して救済を受けられるようにするとともに、紛争の一回的解決に資するものとするため、実効的かつ効率的な通知・公告の在り方を検討する必要がある。

以下においては、二段階目の手続への加入を促す通知・公告について、できる限り広く対象消費者に実効的な通知又は公告をすることを確保する観点から、一段階目の手続追行主体である適格消費者団体が行うこととしつつ、相手方事業者もこれに一定の協力をすることを制度的に措置することを基本的な枠組みとして、実効性及び効率性が確保されるような通知・公告の方法及び通知・公告費用の負担の在り方について検討する。

### 2. 二段階目における通知・公告の方法及び費用負担について

#### (1) 方法

上述のように、できる限り多くの対象消費者が加入して制度の実効性を確保するとともに、相手方事業者から提供された対象消費者に関する情報を有効に活用することとする観点から、一段階目の手続追行主体である適格消費者団体は、原則として、相手方事業者からの情報提供により知り得た対象消費者を含め、知れたる対象消費者に対し、相当な方法により個別通知をするとともに、インターネット等を利用するなど、相当な方法により公告をすることとしてはどうか。

#### (2) 通知・公告費用の負担

二段階目の手続への加入を促すための通知・公告は、基本的には、一段階目の判決で適格消費者団体が勝訴した場合に行われるものであり、当該判決によって、相手方事業者の行為が違法であること、又は相手方事業者が何らかの責任を負うこと等が認められていることが前提となっている。

そこで、二段階目の手続への加入を促すための通知・公告については、相手方事業者の情報提供等に関する規定を設けるとともに、事情に応じて、通知・公告に要する費用を相手方事業者に負担させることとしてはどうか。

### 3. 相手方事業者の情報提供等

#### (1) 基本的な考え方

二段階目の手続への加入を促す通知・公告については、できる限り多くの対象消費者が当該手続に加入して救済を受けられるようにすべきであるが、適格消費者団体は、通常、対象消費者の住所等、個別通知をするために必要な情報を有していないことが多いのに対し、対象消費者と契約関係又はこれに類する関係にある相手方事業者は、対象消費者を特定するのに必要な情報を有していることが多いと考えられる。

そこで、相手方事業者に対し、対象消費者の特定に必要な情報の提供等を求めるための枠組みを制度的に措置する必要があると考えられる。

#### (2) 制度的に措置することの合理性

前述のとおり、二段階目の手続への加入を促すための通知・公告は、一段階目の手続において、相手方事業者に一定の責任原因があるとされることが前提であることを踏まえ、相手方事業者は、適格消費者団体に対し、対象消費者の特定に協力すべき立場にあると考えられる。

また、相手方事業者にとっても、できる限り多くの対象消費者を当該手続に加入させることにより、紛争の一回的解決を図ることができるとのメリットがある。

そして、提供されるべき情報は、通知をするために必要なものに限られることとしつつ、情報提供を受ける者は、多数の消費者の利益を擁護する役割を担う適格消費者団体に限られ、情報管理が適切に行われることが制度的に担保されていると考えられること、さらに、下記(5)のとおり、適格消費者団体について、一段階目及び二段階目の手続追行に関連して知り得た情報の適切な管理及び目的外使用の禁止等に関する行為規範・責務規定を合わせて設けることとすることにより、対象消費者のプライバシーや相手方事業者の営業秘密を侵害する等の弊害が生ずることを防止することができると考えられる。

以上を踏まえ、相手方事業者に対して対象消費者の特定に必要な情報提供等を求めることができることとしても、合理性が認められるのではないかと考えられる。

#### (3) 具体的な内容

##### ① 情報提供命令

裁判所は、相手方事業者が当該情報を提供するために過分の費用又は時間を要する場合や、対象消費者に二段階目の手続への加入を促すための通知を

する目的以外の目的に基づく場合など、一定の場合を除き、裁判所が対象消費者の所在・連絡先等の通知に必要な対象消費者の情報の提供を命ずることができることとしてはどうか。

② 相手方事業者が対象消費者に関する情報を提供できない場合等における取扱い

相手方事業者が、対象消費者に関する情報を提供することができない場合等は、申立団体は、相手方事業者に対し、申立団体が行う公告を、相手方事業者のウェブサイト等に見やすいように掲載する等、個別通知に代わり得る方法による公告（広告）を求めることができることとしてはどうか。

③ 第三者に対する命令

相手方事業者に情報提供を求めることができることとする根拠は、一段階目の判決によって、相手方事業者の行為が違法であること、ないし相手方事業者が責任を負うこと等が認められることにある以上、相手方事業者以外の第三者に対し情報提供等を求めることはできないこととしてはどうか。

**（４）制裁等**

相手方事業者が正当な理由なく情報提供命令に応じなかった場合等においては、過料の制裁に処することとし（参考１）、他方、相手方事業者は、制裁に対し、不服申立てをすることができることとしてはどうか。

また、情報提供命令に従わず、相手方事業者が正当な理由なく情報提供等の措置を講じなかった場合又は申立団体の求めにもかかわらず上記②の公告（広告）を行わない場合は、これにより適格消費者団体が余分に支出した費用について、相手方事業者が負担することとしてはどうか。

**（５）適格消費者団体による情報管理義務**

現行法上、適格消費者団体は、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていることが認定要件となっている（消費者契約法第 13 条第 3 項第 3 号、同第 4 号、消費者契約法施行規則第 6 条第 4 号）ほか、秘密保持義務も定められており（同第 25 条）、同義務に違反した場合には罰則が定められている（同法第 50 条第 2 号<sup>1</sup>）（参考 2）。

これに加え、相手方事業者から対象消費者に関する情報を取得することに

---

<sup>1</sup> 秘密保持義務に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、100 万円以下の罰金に処せられる。

関し、適格消費者団体は、当該情報について、適切に管理し、情報の目的外使用を禁止する等の行為規範・責務規定を設けることとしてはどうか。

#### (6) その他

個人情報保護法第 16 条は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとし、また、同法第 23 条は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとしているが、いずれも法令に基づく場合は例外とされている（同法第 16 条第 3 項第 1 号、同法第 23 条第 1 項第 1 号）。

本制度における情報提供命令に基づく対象消費者に関する情報の提供は、同法第 16 条第 3 項第 1 号、第 23 条第 1 項第 1 号にいう「法令に基づく場合」に該当するものと考えられることから、それ以上特段の措置を講じないこととしてはどうか。

## **(参考 1) 文書等の不提出に対する制裁の例**

### **○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）**

（文書等の提出）

第十二条 調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

（文書等の不提出に対する制裁）

第二十四条 当事者又は参加人が正当な理由なく第十二条（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による文書又は物件の提出の要求に応じないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

2 （略）

### **○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）**

（当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果）

第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

（第三者が文書提出命令に従わない場合の過料）

第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

## (参考2) 適格消費者団体による情報管理

### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（適格消費者団体の認定）

第十三条 1、2（略）

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一、二（略）

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四、五（略）

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

5（略）

（秘密保持義務）

第二十五条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

### ○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（業務規程の記載事項）

第六条 法第十三条第四項（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一ないし三（略）

四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

五ないし八（略）

### 第3 二段階目の手続における手続追行主体

#### 1. 簡易な手続における手続追行主体

(1) 二段階目の手続は、一段階目で判断された共通争点に関する判断を前提として個別争点について審理し、個々の消費者について、請求権の存否等を判断するものである。

この手続では、多数の消費者について、請求権の存否等について判断しなければならないことが想定されるが、多数の請求について効率的に処理するようなものでなければ、かえって消費者被害の救済が遅れてしまうことにもなりかねず、審理を効率化することが制度的に必要である。そうすると、個々の消費者が個別に主張・立証を行うよりも、一つの手続追行主体が授権を受けて主張・立証をまとめて行う方が、審理を効率的に行い、手続を円滑に進めることができるし、相手方事業者等にとっても、対応窓口が一本化されることにより、手続に関する負担が軽減されると考えられる。

また、二段階目の手続では、広く対象消費者に通知・公告をし、手続への加入を呼び掛けることにしているところ、二段階目の手続が対象消費者にとって負担が重いものであれば、加入を躊躇することにもなりかねないので、対象消費者にとっては、主張・立証を手続追行主体に委ねることとする方が便宜である。さらに、消費者から授権を受けて主張・立証をまとめて行う手続追行主体としては、一段階目の手続を追行した適格消費者団体が、事案を熟知しており適切であると考えられる。

そこで、簡易な手続については、一段階目の手続を追行した適格消費者団体が手続追行主体となるものとしてはどうか。

(2) なお、一つの手続追行主体が授権を受けて主張・立証をまとめて行うことが必要であること、簡易な手続は、第1で述べたように、通常の訴訟手続と異なり、多数の請求について効率的に処理するための種々の工夫がされるものであり、そのような工夫は、手続追行主体が消費者の主張・証拠を整理して適切に手続に対応することができることを前提としていることから、対象消費者が適格消費者団体に授権せずに、二段階目の手続に加入することはできないこととしてはどうか。

このような取扱いとすることに伴い、適格消費者団体としては、消費者が必要な書類を提出しないことや手数料を負担しないこと等の正当な理由がない限り、授権を受けることを拒否することはできないものとしてはどうか。

## 2. 異議申立て、その後の訴訟手続の審理における手続追行主体

- (1) 異議申立てやその後の訴訟手続の審理についても、消費者が適格消費者団体に授権して行うこととするか、消費者が自ら（あるいは弁護士を訴訟代理人としてする場合を含む。）行うこととするか問題となる。
- (2) この場合においても、審理の効率化や対応窓口の一本化が好ましいし、消費者にとっても、適格消費者団体に主張・立証を委ねることができる方が便宜である。

もともと、異議申立て後の訴訟手続は原則として通常の訴訟手続と同様の審理となるのであるから、簡易な手続ほどには手続を一本化する必要は高くはないことや、異議申立て後の訴訟は、当事者間の対立が激しく、判断が困難な問題が残される可能性もあり、適格消費者団体の負担についても考慮する必要がある。

そこで、一段階目の手続を追行した適格消費者団体は、消費者のため異議申立てをすることができ、その後の訴訟手続において訴訟追行を行うことができることとしつつ（この場合においても、適格消費者団体としては、合理的な理由<sup>2</sup>がない限り、授権を受けることを拒否することはできないものとする）が考えられる。）、二段階目の手続に加入した消費者も、自ら異議を申し立てることもできるし、訴訟追行をすることもできることとしてはどうか。

## 3. 消費者と適格消費者団体との関係について

適格消費者団体は、消費者から授権を受けて二段階目の手続を追行するのであるから、適格消費者団体と消費者とは実質的に委任関係にあるものと考えられる。

したがって、簡易な手続における加入の取下げや、異議申立て、その後の訴訟手続において和解等をするには、消費者の意思確認を適宜行い、対応すべきと考えられるが、どうか。

---

<sup>2</sup> 簡易な手続においては、対象消費者が適格消費者団体に授権せずに、二段階目の手続に加入することはできないこととした場合、申立団体が授権を受けることを拒否できる「正当な理由」は、形式的な事項などに限定されると思われるが、異議申立て及び異議後の審理においては、加入消費者も自ら異議申立て及び訴訟追行をすることができることから、授権を受けることを拒否できる理由は、簡易な手続の場合よりも広く、申立団体に一定の合理的な裁量により授権を受けるか否かを定めることができるとも考えられるため、「合理的な理由」としている。

## 第4 二段階目の簡易な手続での解決を促進するための方策

### 1. 基本的な考え方

本制度は、個々の消費者が個別に訴えを提起することによって被害救済を図るのが困難な場合に行われるものであり、二段階目の手続が消費者にとって負担の重いものであれば、消費者が二段階目の加入について躊躇することになりかねないから、二段階目の手続においては、可能な限り、簡易迅速に個々の消費者について、請求権の存否等が判断されることが望ましい。そのような観点からは、およそ合理的な理由のない不当な異議申立てについては抑制すべきとも考えられる。

もっとも、二段階目の手続は、個別の消費者について、請求権の存否等の判断をするものであり、一段階目の手続において共通争点について判断されているとはいえ、個別の争点はなお存在するはずであるので、その点について訴訟手続において判断を求める機会は保障すべきとも考えられ、この観点からは、不当な申立てとして一定の異議申立てを認めないというような規律を設けることには慎重であるべきとも考えられる。

### 2. 考えられる方策

そこで、二段階目の簡易な手続での解決を促進するための方策としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 簡易な手続の決定は仮に執行することができることとする方策
- ② 異議申立人に、訴え提起手数料と納付済手数料との差額を納付することとする方策

これらの方策について、以下検討する。

### 3. 簡易な手続の決定に仮に執行することができることとする方策

- (1) 簡易な手続における決定について、仮に執行することができるかが問題となるが、簡易な手続における決定ではあるものの、一段階目の手続において共通争点が確定しており、それを前提として簡易な手続において裁判所の判断が示されていること、簡易な手続での解決を促進する観点から、仮に執行することができることとすることが考えられる。

このようにすれば、相手方事業者等が異議を申し立てても、消費者側は強制執行を行うことができ、被害救済の実効性を確保することができる。

なお、相手方事業者等が強制執行の停止を求めるには、直ちに強制執行をすることができなかつたことによる損害を担保するため、担保を立てることが必要になると考えられる（参考3）。

更に進めて、仮執行の有無にかかわらず、被害救済の実効性を確保するために、相手方事業者が異議を申し立てる際は相当額の担保を立てることとすることも考えられる。

(2) 以上の点についてどのように考えるか。

#### **4. 異議申立人に、訴え提起手数料と納付済手数料との差額を納付することとする方策**

(1) 簡易な手続により審理判断を行い不服がある場合には訴訟手続に移行するという既存の制度としては、労働審判手続や損害賠償命令手続があるが、異議申立てがあった場合には、労働審判手続の申立てや損害賠償命令の申立てをした者が、通常の訴え提起手数料の額から、申立手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならないとされている。これは、労働審判や損害賠償命令が訴訟の先駆的な手続と位置付けられていることによると思われる(参考4)。

(2) 本制度は、消費者の紛争を集合的に解決するために、適格消費者団体が共通争点を確認するため、一段解目の訴訟を追行し、更に二段階目の手続の開始の申立てをして、消費者の加入を促して簡易な手続により個々の消費者について、権利の存否等を判断するものであることに着目すれば、労働審判や損害賠償命令の制度と別異に考えることもできないではない。

もっとも、適格消費者団体は、消費者から授権を受けて二段階目の手続を追行し、異議がある場合には訴訟に移行するものであることからすれば、やはり訴訟の先駆的なものとして簡易な手続が存在するとも思われる。そのため、本制度において、異議申立人に訴え提起手数料を負担させることは適当でないとも思われる。

なお、倒産手続における債権確定手続のように、簡易な決定を債権の額を査定するものとし、これに対して不服のある当事者が異議訴訟を提起することとした場合には、異議の申立てをした者が手数料を負担することとなると考えられる。

(3) 以上の点についてどのように考えるか。

### (参考3) 裁判手続において担保を立てるべきとされることがある場合

1. 裁判手続において担保を立てるべきとされることがある場合には、例えば、以下のようなものがある。
  - (1) 仮執行の宣言または仮執行免脱宣言をなすとき（民事訴訟法第 259 条）
  - (2) 特別上告、再審の訴え、上訴の提起、支払督促に対する異議の申立て、手形小切手金請求の判決に対する控訴の提起、手形判決または小切手判決に対する異議申立て、少額訴訟の判決に対する異議申立てまたは定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えの提起に伴い、強制執行の停止・取消しまたは続行を命じるとき（民事訴訟法第 403 条）
  - (3) 株主、社員、債権者その他の利害関係人がする会社の解散命令の申立て、債権者・株主がする会社の組織に関する訴えの提起、株主がする株式会社の役員等に責任追及等の訴えの提起をするとき（会社法第 824 条、第 836 条、第 847 条）
  - (4) 執行文付与に対する異議の申立て、強制執行の方法に関する異議の申し立て、または民事執行法上の各種の異議の訴えの提起による執行の停止・取消しまたは続行を命じるとき（民事執行法第 32 条、36 条、38 条）
  - (5) 仮差押え・仮処分を命ずる命令を発し又はこれを取り消すとき（民事保全法第 14 条、第 32 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条）

#### 2. 仮執行宣言、仮執行免脱宣言をなすときに担保を立てさせる趣旨

仮執行についての担保は、仮執行によって債務者が被ることのある損害についての損害賠償請求権を担保するものである（兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』1425頁）。

仮執行の免脱のために供された担保は、その判決の確定にいたるまで勝訴原告が仮執行をすることができなかつたことによって被ることのあるべき損害のみを担保し、本案の請求を担保するものではない（最高裁昭和 43 年 6 月 21 日判決）。

仮執行宣言免脱のための担保額については、理論的には、被担保債権についての判例・多数説に従えば、免脱の担保提供から執行可能となるまでに勝訴者が被ると予想される損害額が基準となる。通常は予想される期間の遅延損害金額に訴訟費用・執行費用を加えた額を基準に、とくに敗訴者の財産隠匿などにより執行が不能となることが予測される場合には、これに本案請求額を加えたものを基準に決められることになるはずである（鈴木正裕・青山善充編集『注釈民事訴訟法（4）』256頁）。

3. 上訴の提起等に伴い強制執行の停止・取消または続行を命ずるときに担保を立てさせる趣旨

強制執行の停止の裁判に際しては、担保の提供を要件とすることができ、強制執行の開始または続行、すでにした執行処分 of 取消しを命ずるに際しては担保の提供を要件とする。この担保は、執行停止によって債権者に生じる損害を担保するものである。担保の提供の内容、すなわち保証金の額は、不服申立てが認容される可能性、その疎明の程度、さらには本案判決までの期間等を考慮して、裁判所の裁量により定めることになる（兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』1922頁）。

4. 株主がする株式会社の役員等に責任追及等の訴えの提起をするときに担保を立てさせる趣旨

担保提供の規定は、会社荒しを防止する目的を有するが、直接には、被告取締役が原告株主に対して有することのあるべき損害賠償請求権を担保するものである（上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法（6）』372頁）。

5. 参照条文

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（仮執行の宣言）

第二百五十九条 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。ただし、裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることに係らしめることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。

4 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければならない。前項の規定による宣言についても、同様とする。

5 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかったとき、又は職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかったときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、補充の決定をする。第三項の申立てについて裁判をしなかったときも、同様とする。

6 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項から第三項までの担保について準用する。

### (執行停止の裁判)

第四百三条 次に掲げる場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。ただし、強制執行の開始又は続行をすべき旨の命令は、第三号から第六号までに掲げる場合に限り、することができる。

- 一 第三百二十七条第一項（第三百八十条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の上告又は再審の訴えの提起があった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。
  - 二 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起又は上告受理の申立てがあった場合において、原判決の破棄の原因となるべき事情及び執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。
  - 三 仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立て（次号の控訴の提起及び督促異議の申立てを除く。）があった場合において、原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと又は執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。
  - 四 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求について、仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあった場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があったとき。
  - 五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあった場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があったとき。
  - 六 第一百七十七条第一項の訴えの提起があった場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点につき疎明があったとき。
- 2 前項に規定する申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

## ○会社法（平成十七年法律第八十六号）

### (会社の解散命令)

第八百二十四条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一ないし三 (略)

- 2 株主、社員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、会社の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 3 会社は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 4 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（担保提供命令）

第八百三十六条 会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるものについて準用する。
- 3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（責任追及等の訴え）

第八百四十七条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）若しくは清算人の責任を追及する訴え、第百二十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2ないし6 （略）

- 7 株主が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 8 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

#### (参考4) 訴訟移行した場合の訴え提起手数料の扱い

##### 1. 労働審判制度において訴訟移行した場合の訴え提起手数料の扱い

労働審判制度において訴訟移行した場合の訴え提起手数料については、労働審判手続の申立てをした者が、通常の訴え提起手数料の額から、申立手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならないとされている。

##### (趣旨)

労働審判制度は、個別労働関係民事紛争の解決を積極的に進めるために、自主的な紛争解決手続から、訴訟という強制的で終局的な紛争解決手続へと、架橋する仕組みをも有するものであり、労働審判手続は、訴訟の先駆的な手続と位置づけられるものである。

そこで、費用法3条2項の改正では、このような労働審判手続の位置づけを考慮し、紛争解決を積極的に進めるため、労働審判手続の申立人に対する恩典として、訴え提起が擬制される場合には、訴えを提起する場合の手数料の額から労働審判手続の申立てについて収めた手数料の額を控除した額の手数料を納めれば足りることとしている（訴え提起前の和解や支払督促の場合と同様となる）(菅野和夫ほか『労働審判制度 基本趣旨と法令解説』124頁)。

##### 2. 損害賠償命令制度において訴訟移行した場合の訴え提起手数料の扱い

損害賠償命令制度において訴訟移行した場合の訴え提起手数料については、損害賠償命令の申立てをした者が、通常の訴え提起手数料の額から、申立手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならないとされている。

##### (趣旨)

異議の申立てにより訴えの提起があったものとみなされたときは、申立人が訴えの提起をしたのと同じ効果が生じるのであるから、通常の民事訴訟を起した場合と同様に、これにより解決を求める被害者側が、その利益の程度に応じて、同様の手数料をまず支払うこととすべきであると考えられる。

また、他の手続を見ても、例えば、異議の申立てにより通常の民事訴訟手続へ移行することとされている労働審判手続や督促手続においても、労働審判や支払督促を申し立てた者が通常の民事訴訟を提起した場合との差額の手数料を納めなければならないこととされており（民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項）、このような取扱いとの均衡を図る必要があると考えられる（最高裁判所事務総局刑事局監修『平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説』228頁）。

### 3. 参照条文

#### ○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

3、4 （略）

#### ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第三十六条 損害賠償命令の申立てをするには、二千元の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第二十七條第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十八条第一項（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。